

皆さんの声を反映する 組合会議員の 選挙が行われます！

現在の組合会議員の任期（2年）が、11月30日をもって満了することに伴う組合会議員選挙の日程が決まりました。

組合会議員は、共済組合の議決機関である組合を構成し、その中から、理事長、理事及び監事の役員が選出され、共済組合の業務を執行することになります。

本年12月1日から向こう2年間、組合員の皆様の代表として、共済組合の事業運営を担っていただく組合会議員を選出する大事な選挙です。各市町での代議員の選出から21日の選挙まで、円滑に実施されますようご協力をお願いします。



11月21日が投票日

表1 組合会議員選挙日程表

年月日	事項	摘要
平成20年 10/31(金)	選挙公告	共済組合
	組合員数及び代議員数を選挙長に届出開始	組合員の代表者
	代議員の互選開始	
	代議員を選挙長に届出開始	
11/12(水)	組合員数及び代議員数届出期限	//
11/14(金)	代議員の届出期限	//
11/21(金)	選挙日	選挙長
	当選人の公告、当選人に対し当選告知	共済組合

表2 選挙区及び議員の数

選挙区	議員の区分	議員の数	選挙の場所
第1区 四国中央市、新居浜市、西条市 今治市、上島町	市町長	2	えひめ共済会館
	市町長以外の組合員	2	新居浜市役所
第2区 松山市、東温市、伊予市、大洲市 久万高原町、松前町、砥部町、内子町	市町長	3	えひめ共済会館
	市町長以外の組合員	3	えひめ共済会館
第3区 八幡浜市、西予市、宇和島市 伊方町、鬼北町、松野町、愛南町	市町長	2	えひめ共済会館
	市町長以外の組合員	2	八幡浜市役所

議員選挙の方法

原則として投票（一定の条件を満たせば指名推せんでも可。）で行われます。

◆市町長が選挙する議員（7人）の選挙

各選挙区の市町長の互選により選出されます。

◆市町長以外の組合員が選挙する議員（7人）の選挙

各選挙区の市町（一部事務組合等は主たる事務所の所在地の市町を含む。）ごとに代議員を選出し、その代議員の互選により選出されます。

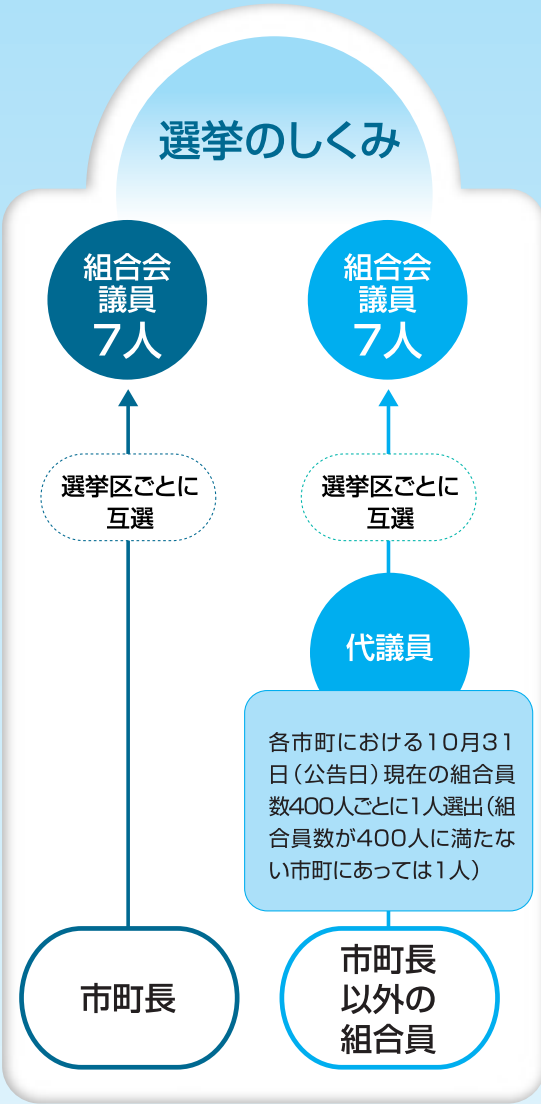
代議員の選出



選出は11月14日まで

所属する市町ごとに市町長以外の組合員400人ごとに1人（市町長以外の組合員が400人に満たない市町にあつては1人）の代議員を互選し、組合員の代表者が当該選挙区の選挙長に届け出ます。

選挙のしくみ



共済組合の機関

（共済組合には、議決機関（組合会）、執行機関（理事長、理事）、監査機関（監事）の3つの機関が設けられており、それぞれ役割を分担して共済組合の業務が円滑かつ適正に行われるようになっています。）

